

委員会提出議案第1号

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項
及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月25日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 岡本 安弘

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(平成 18 年橋本市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(議員報酬) 第 2 条 略 2～4 略 5 期末手当の支給については、橋本市職員の給与に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 62 号)第 19 条の規定(同条第 3 項及び第 5 項を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「議長等」と、同条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 222.5</u>」と、同条第 4 項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「議員報酬月額及び議員報酬月額に 100 分の 15 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(議員報酬) 第 2 条 略 2～4 略 5 期末手当の支給については、橋本市職員の給与に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 62 号)第 19 条の規定(同条第 3 項及び第 5 項を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「議長等」と、同条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 225</u>」と、同条第 4 項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「議員報酬月額及び議員報酬月額に 100 分の 15 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。